

平成22年度 第1回府中市青少年問題協議会

議事録 (要旨)

- 日 時 平成22年7月1日(木) 午後2時～午後3時30分
- 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室
- 出席委員 野口会長、鈴木副会長、朝倉副会長、奈良崎委員、芝委員、
八木下委員、松本委員、堺委員、西谷委員、本間委員、金子委員、
川本委員、高橋委員、吉田委員、馬場委員、松本委員、鎌田委員、
大津委員、谷合委員、本田委員、林委員、石塚委員、深川委員、
鈴木委員、堀米委員、後藤委員、田中委員
- 欠席委員 佐藤委員、糸満委員、杉田誠委員(栗岩委員代理出席)
- 市職員 川崎子ども家庭部長、後藤地域福祉推進課長、森井市民活動支援課長、
堀口地域安全対策課長、澁谷生涯学習スポーツ課長、加藤環境政策課
長、関根子育て支援課長、金子指導室統括指導主事、栢木子育て支援
課主幹、横道健康推進課副主幹
- 事務局 川田児童青少年課長、佐伯児童青少年課長補佐、鈴木青少年係長、川
田健全育成担当主査、坂田事務職員、菊池事務職員
- 傍聴者 0名

資 料

1 会議資料

- (1) 平成22年度第1回府中市青少年問題協議会会議資料
 - 資料1…府中市青少年問題協議会条例
 - 資料2…平成21年度府中市青少年健全育成関連事業実施結果等
 - 資料3…平成21年度青少対地区委員会・研修会実施状況等
 - 資料4…社会環境浄化活動について
 - 資料5…「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱
府中市青少年問題協議会委員名簿
- (2) 過去10年間における非行少年等の検挙・補導状況等
- (3) 各機関の連携による児童虐待の早期発見と対応について

2 参考資料

- (1) 少年非行の傾向
- (2) 子どもに、絶対、万引きをさせない!!宣言(参考資料)
- (3) ドラッグって何のこと?

- (4) NO DRUGS 2009
- (5) 児童相談所のしおり
- (6) 東京都青少年の健全な育成に関する条例のあらまし
- (7) ファミリールール

次 第

- 1 あいさつ
- 2 議題
 - (1) 府中市青少年健全育成事業の実施状況並びに青少年対策地区委員会の活動状況について
 - (2) 少年非行等の現状について
 - ア 府中市の状況
 - イ 都内の状況
 - (3) 児童相談の現状について
 - (4) 社会環境浄化活動の現状について
- 3 情報交換
児童・生徒の現状について
- 4 その他

議 事 概 要

- 1 あいさつ
会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より、
 - ・ 新委員の紹介
 - ・ 欠席委員の報告
 - ・ 事務局、関係各課長の紹介
 - ・ 配布資料の確認が行われた。
- 2 議題
 - (1) 府中市青少年健全育成事業の実施状況並びに青少年対策地区委員会の活動状況について
事務局より、資料2に基づき府中市青少年健全育成事業の実施状況について、副会長より、資料3に基づき青少年対策地区委員会の活動状況について、それぞれ

れ説明が行われた。

【意見、質問はなし。了承】

(2) 少年非行等の現状について

ア 府中市の状況

【委員より説明】

府中市内における少年非行等の現状について、ご説明させていただきます。

府中署においては、5月末現在、罪を犯した14歳～20歳未満の犯罪少年を38名検挙しております。昨年同時期の検挙人員は24名でしたので、検挙人員は14名の増加になります。

増加した原因につきましては、府中市内において他市の中学生同士による集団傷害事件が発生し、その被疑者を多数検挙したことがその理由になります。

その他、罪種別にみますと万引きと自転車の窃盗・横領事件がそれぞれ10件発生しており、傷害事件を除けば全体の約7割を占めています。

市内での少年犯罪の傾向に大きな変化は見られません。

また、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の触法少年の取扱い件数につきましては、横ばい状態で、その取扱いに占める万引きの割合は約7割と高く、そのうちの約8割を小学生が占めるなど低年齢化が懸念される状況にあります。

警視庁では、昨年来、社会の規範意識の低下が軽微な犯罪を誘発し、これにきちんと対応しなければ将来の東京の治安維持に悪影響を及ぼすとの問題意識を持ち、特に万引きについては窃盗罪としてきっちりと対処することが重要であると考え、被害店舗に対し、被害の全件届出をお願いしております。

犯罪・触法少年共に万引きの犯罪件数が、以前より増加しているというよりは、被害が表面化したケースが増えているということになります。

子ども達に対しては、学校だけではなく、家庭、地域の方々と行政が連携して機会をとらえて「やってよいこと、悪いこと」を教えていくことが重要だと考えます。

少年補導の状況ですが、少年の補導件数は、164件で昨年よりプラス2件となっております。

補導された行為種別では、もっとも多いのが深夜はいかいの101件、次に喫煙が50件となっております。この2つの行為だけで全体の92パーセントを占め、補導の傾向としては大きな変化はありませんでした。

現在、タバコを自動販売機で購入するには、タスポという成人識別カードが必要となりますが、未だに喫煙により補導される少年が後を絶ちません。

先般、窃盗事件で取り扱った中学生がタバコを所持していたことから、タバコの購入先について確認したところ、「コンビニエンスストアで購入した。年齢確認もせず売ってくれた」とのことでした。捜査の結果、少年に対する販売

事実が裏づけられたので、コンビニエンスストアの従業員を未成年者喫煙禁止法違反で書類送検いたしました。動機は、万引きされるぐらいなら、売ったほうがましだという身勝手なものでした。

当署の少年係では、府中市役所の担当部署と連携し、コンビニエンスストアなどへの立ち寄りを実施しまして、事業者に対する年齢確認の徹底をお願いするとともに、管内にある成人識別に対応していない販売機の有無について調査等を実施しています。

併せて、管内にある不健全図書類等販売機設置場所の管理者に対して撤去要請をねばり強く実施しておりまして、確実にその数を減少させるなど、少年の有害環境の浄化活動にも力を注いでおります。

今後とも、安全・安心まちづくり、防犯協会や市役所の担当部署等と連携を深めながら、少年の非行防止に全力で取り組みますのでご協力よろしくお願ひします。

【意見、質問はなし。了承】

イ 都内の状況

【委員より説明】

皆様方には平素から少年の健全育成、非行防止等にご協力をいただき、感謝申し上げます。

まず、非行少年等の検挙・補導人数についてですが、平成20年中と比べて1,104人増加しています。

その中でも特に、刑法犯少年については1,055人増加しています。

刑法犯の中の罪種別では、窃盗犯が1,233人増加、そのうち万引きが同数の1,233人増加しています。

過去十年の件数をみてみますと平成15年が一番多く、その後5年間減少していましたが、昨年6年ぶりに増加に転じました。

万引きについて、お店の方は「2時間～3時間拘束され、営業に響くことから、品物を買って取ってくれればいい」とか、保護者の方でも「万引きぐらいでなんで大げさにするんだ」というような温度差があります。

しかし、小さな犯罪を放っておくと大きな犯罪に走ってしまうということで規範意識を高めさせるため、全店に被害届を届け出ていただくようお願いしています。

それから、学校に対し万引き防止についてのCDを配布している他、「万引きは犯罪」という内容のコマーシャルを今作成しているところです。

次に、街頭犯罪の関係ですが、平成21年中の街頭犯罪の認知件数8万5,717件のうち、成人を含む総検挙・補導は5,175人でそのうち少年は2,

030人と4割が少年です。

オートバイ盗における少年の比率が9割。部品盗、自動販売機狙いにおいては約5割です。

このあたりを対策すれば、都内の治安はだいぶよくなっていくのではないかと思います。

続きまして、特別法犯で検挙・補導した少年は540人で、罪種別で一番多いのは軽犯罪法です。

主な中身は、火気乱用が99人、凶器携帯が76人です。

他に迷惑防止条例違反が100人。これは、痴漢や盗撮等の卑わい行為です。

その他銃刀法が48人、残りは薬物関係ですが、覚せい剤25人、大麻が23人、麻薬が5人、合わせて53人です。

中学生や小学生はいなくて高校生が11人でした。

高校生の11人ですが、覚せい剤が5人、大麻が6人となっています。

つづきまして、不良行為の関係ですが、9ページになります。

補導した少年は、6万5,076人であり前年比2,687人減少しています。

行為別では、ほとんどが深夜はいかいで4万250人、喫煙が1万6,076人です。後は、飲酒、その他となっています。

次に、福祉犯の関係ですが、性的被害で保護された少年の数は、385人です。被害者の95.7パーセントが携帯電話からアクセスして性的な被害にあっているという実態があります。

児童の被害を守るための3つのポイントは、13ページに書いてございますように

「出会い系サイトは利用しない！させない！」

「勧誘メールは見ない、見させない」

「フィルタリングを活用してください」

というところです。

フィルタリング利用率は、6割前後というところであり、今、家電量販店やドコモショップにおいても子どもが使う場合は必ずフィルタリングをかけるよう斡旋をしています。

【委員から質問】

近年、有名人が覚せい剤等の薬物事犯で逮捕されているニュースをいろいろとお聞きします。薬物乱用が話題となっていますが、先ほど学校ではセーフティ教室等で指導が行なわれているとお伺いしましたが、青少年の薬物乱用を防止するために、地域でどのような活動を行なうことが効果的なのかお聞かせください。

【委員から回答】

まず、質問に対する回答の前に、過去10年間における薬物事犯の検挙状況を調べた結果についてお話しますと、平成12年で薬物犯全体に占める少年の検挙人員の割合が約11%。それが、平成21年になると約2%であり、年々薬物犯全体に占める少年の割合が減っています。

しかし、子どもたちの手が届くところまで薬物が来ているという実態があります。

そこで警察では、薬物乱用防止教室を開く等の啓発活動を行ない、子どもたちに薬物の怖さを教えています。

また、薬物使用者は、我々が見えるところでは使用していないので、地域で情報や噂を耳にするようなことがあれば、ぜひ警察に連絡して欲しい。

その他、お手元に配布しました資料に写真を交え薬物の怖さが掲載されていますので、子ども会や夏祭り等の子どもが集まる機会を利用し、注意を喚起していただきたい。

【了承】

(3) 児童相談の現状について

【委員より説明】

「各期間の連携による児童虐待の早期発見と対応について」というA3横1枚、その裏面にあります「江戸川区での児童虐待死ゼロを目指した支援のあり方について」の資料を基に説明していきます。

児童相談所のしおりにつきましては、2010年版ということでお手元に配布させていただきました。後日、目を通していただければと思います。

それでは、児童虐待の早期発見と対応について説明したいと思います。

平成21年度の相談受付状況についてですが、府中市において平成15年度は334件、19年度が356件、20年度が350件、21年度が324件になります。

相談の中身は、養護相談、障害相談又は育成相談になります。

特徴的な悩みといたしましては、養護相談の中の虐待相談であり、資料の表中に括弧書きの数で表示しています。

府中市の場合は、19年度が71件、20年度が63件、21年度も63件ということで、養護相談の約半数が虐待相談となっています。

都全体で見ても、養護相談の約半分が虐待相談となっており、同じような傾向が見て取れます。

次に後を絶たない児童虐待ということで、資料には新聞報道の中身を要約する形で掲載しております。

学齢の児童に対する記事については、資料中にアンダーラインを引いております。

1月には、江戸川区内で小学1年生が虐待により死亡ということで両親が逮捕されています。3月、盛岡市内で11歳男子が身体的虐待により死亡。実母が殺人容疑で逮捕されています。4月には、広島市内で8歳男児に身体的虐待。それから新しいところでは、6月に練馬区で発生しました、中学3年生の男子がトイレで11日間監禁された事件で、実母と交際相手の男性が監禁容疑で逮捕されました。

時系列的に見ていただきますとわかりますように、1月から6月まで児童虐待の報道が無い月は無いことがわかるかと思えます。

またその中身を見ますと、乳児・幼児に対する虐待事例、あるいは重篤な障害が残るような怪我を負っているというのが特色であります。

それから、児童虐待の早期発見と適切な対応についてですが、まずは、「児童虐待死ゼロを目指した支援のあり方について」を見ていただきますと、事例の概要が載っております。

この場合のケースといたしましては、母親が15歳で男児を出産している若年出産ということで、われわれにとっては、かなりリスクが高い家族構成であると見ます。

それから、母親と継父と小学1年生の男児が一つ屋根の下で春から暮らし始めており、はじめて継父と生計を共にする中で虐待が起こっている。

これにつきましても、血のつながりが無いということでリスクが高いとわれわれは見ます。

そういうような形で生活がはじまったのですが、長い時間をかけて何回か虐待が行われるうちに命を落としてしまったという事例です。

これにつきましては、児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会の報告書の中ほどに課題・問題点と書いてございます。

なぜ、こういう死亡事例が発生したのかということで、関わりのあった機関に、こういう点が問題点であるということを審議会でもとめたものでございます。

カテゴリーとして、子ども家庭支援センター、児童相談所、小学校や医療機関等について課題・問題点をそれぞれ整理してございます。

それで、資料3の「児童虐待の早期発見と適切な対応」というところでございますが、3月24日付で、文部科学省、厚生労働省の方から通知がでております。

「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」ということで、文部科学省と厚生労働省とで協議をした上での通知になっています。

それから、5月11日には、東京都教育委員会から「児童虐待の早期発見と適

切な対応のためのチェックリストの活用について」という通知が出ております。

これらの背景は、江戸川区の死亡事例が端を発しており、こういった死亡事例が二度と起こらないようにするためにどうしたらいいかということになります。

資料2の「地域を所管する関係機関との連携」のところは、私がお話したい内容でございます。各自治体には、要保護児童対策地域協議会というものが法令に基づいて設置されておりますけれども、その中で子ども家庭支援センターがあり、府中におきましても「たち」がございます。

そういった専門家への通告が大事だということです。

2点目といたしましては、児童に関する情報提供の依頼ということで先ほど読み上げたとおり、国から通知が出ております。

これは、学校・保育園等々、特に子どもの集団が日中長時間にわたって生活をする場所が保育園であり、学校ということになり、その中で、先生方が一人一人の生徒の状況を見て異常に気が付くという機会が多くあるかと思えます。

そういった状況の中で、虐待が疑われるような場合には、情報を提供していただきたいと思えます。

それから、^③の関係諸機関との連携ということで、やはり児童相談所だけでは早期に発見するということが非常に困難でございます。

民生児童委員とか医療機関、そういった子どもに関わる全ての機関が虐待の疑いの目で子どもをしっかりと見守っていただいて、異常があれば通報するしくみづくりが早期発見につながり対応もしやすくなる。

関係諸機関全てが情報をそこで留めておくのではなく、通告という形あるいは児童相談所の方に通報していただいて、すぐに対応できるというしくみづくりが大事だと考えております。以上でございます。

【委員から質問】

児童虐待の実態を把握していてもなかなか適切に対応する手を打てないということがあるのではないかと思うのですが、対応における課題等についてお聞かせ願います。

【委員から回答】

対応に至るまでの課題・問題点というところであると思えますけれども、現在におきまして、虐待通告、泣き声通告ですとかいろいろな形での通告があります。

通告の中身について、児童相談所の場合には、緊急対応会議を開催いたします。

これは48時間以内に、どういう対応をとるのかを検討する会議でございます。会議で方針を決めるのですが、時間がかかるという問題が一つあります。

また、虐待通告・泣き声通告等々通告の中身をしっかりと把握する、あるいは、どういう時間でこういったような泣き声がするのかとか通告の場所を確定する。

あるいは、突き止めるということもなかなか難しい場合がございます。

それから、具体的に手を打つ場合にも、家族構成がわからないと難しく、兄弟がいたりすると一人だけ保護すればいいというわけにはいきません。

また、訪問するが、応答が無いということもあります。そうすると、手紙を置いていくことも行うが、それでも応答が無い。子ども家庭支援センターと連携を取りながらやっているのですけれども、対応がなかなか難しい場合がございます。

他にも、虐待があると確認された場合、学校に行き子どもと面接をして話をしますが、中には子どもが一時保護所に行くのを拒否することがあります。

この場合、首に縄をつけて持っていくというわけには行きませんので、子どもと話をして必要があれば保護という形になりますが、それをするにも時間がかかるということなのです。

更に、虐待の他にもいろいろな相談がありまして、所員が時間をかけて対応を行うにもかなり厳しい体制であります。

厳しいというだけで解決しないというわけではなく、職権で一時保護する場合があります。これは、法令で認められている権限です。

児童相談所のほうで保護をすとか、施設に入所するとかいう場合には行政処分ですので、保護者の方に通知を出すとか、その後の保護者との対応等いろいろとございますけれども、そういった部分で苦慮している部分もございます。

【委員から質問】

痛ましい事件が起きないように、子どもたちを児童虐待から未然に防止するために、私たち地域の住民はどういう活動をしていけばよろしいのでしょうか？

【委員から回答】

まず、子どもが通っている保育園、幼稚園、小学校、中学校など、子どもが日中生活している場面で異変に気づくということです。

それから、異変に気づいたら、継続的にその子をみんなで見守り、組織的に対応し報告することが大事です。

我々にとって一番怖いのは、保育園・幼稚園等何にも関わっていない子どもであり、特に0歳児で保育園に預けていないという場合で定期健診も受けていないという場合だと密室になってしまい、発見が遅くなってしまいます。

ですから、子どもに関わる全ての機関が子ども達の異変に気づくためにしっかりと見て、おかしいと思ったら迷わずに報告すること。地域全体で子どもを見守っていくという姿勢が一番早期発見に繋がっていくのだと思います。

【了承】

(4) 社会環境浄化活動の現状について

事務局より資料4に基づき説明がなされた。

【意見、質問はなし。了承】

3 情報交換

児童・生徒の現状について

【委員より説明】

日ごろより、小学生がお世話になっております、まことにありがとうございます。

ワールドカップの興奮が冷め遣らぬところですが、大人にもさわやかな印象を与えた代表選手の諦めない心や一体感が、子どもたちの心に与えた影響は大変大きいのではないかと思います。

デンマーク戦は夜中3時半に行われましたが、それを家族で見ていた子どもも多くいたようで、朝7時くらいには子どもが10人くらい集まり、フリーキックの練習をしていました。パラグアイ戦の翌日の朝や中休みには、PKの練習をしておりました。テレビやマスコミからの影響を受けやすい子どもたちだと改めて感じました。

今回のワールドカップにつきましては、小学生に対して最高の健全育成のチャンスであったと思います。12歳が6年生、6歳が1年生ですから、その中の子どもたちの何人かは将来ワールドカップのピッチに立っているのではないのでしょうか。それほどものを残したと思いますし、素晴らしい機会だったと思います。

万引きの増加ということで報告がありまして、校長会でも話し合いました。

万引きにつきましては、先ほどの警察の話にもありましたが、昨年来、店からの報告が増えているようです。今までは、万引きして捕まると、ついつい許してしまうということがあったかと思っています。

親の財布からお金を抜き取ることや友だちの鉛筆とか消しゴムとかを盗ってしまうという万引きの兆候もありました。ずっとやっているのだから、本人は悪いと思っていない。これがお店に行くと、万引きになっていくのかなと非常に気を遣うところですね。

先週、DVDの万引き篇というものを見せました。非常にインパクトがありまして、こういう啓蒙も必要だと思いました。万引きは初期対応が大切です。警察に通報してもらうということはあるがたいことだと思っています。

最後になりますけれども、今年、2校のセカンドスクールについては、4泊5日で行きました。これまでの2泊3日から4泊5日になりますと経験するものが、非常に多くなります。6月の始めでしたけれども、雪が降る等の自然体験、お仕事体験等いろいろな体験が出来ました。

どれも素晴らしいのですが、一つあげるとすると、子どもたちが集団生活を5日間したということは大きな成果だと思います。

というのは、2泊3日だと嫌なことがあっても、なんとか我慢してしまう。3日目、4日目、5日目は我慢できません。我慢するのではなく、自分自身を変えるし

かないということで、子どもにはいい意味での一体感が生まれたように思います。

学校に帰ってきて、仲良く動いていますし、全体がまとまって動く雰囲気というの、私も今まで味わったことがないものです。

次年度は小学校全てですが、2校の経験を基にして、更にいいものをつくっていきたくて考えています。

【委員より説明】

中学生の最近の状況ですが、今年のこの時期はインフルエンザが流行っていましたし、集団万引きというものもあったかと思えます。

今年度は、幸いにして、大きな事件事故は発生しておりませんが、特定の生徒が市内の数校、近隣の市も集まって深夜はいかい等行っているという事実はあります。

私どもが生活指導の状況を把握するには、月一回の生活指導主任会で、府中警察署の少年係長やスクールサポーターの方、それから指導室の指導主事及び児童青少年課の主査で情報交換や対策を練る等しています。

そこでの話からいうと、この四、五、六月と比較的落ち着いているのではないかとということでもあります。

しかしながら、今お話ししたように特定の生徒ではございますけれども、深夜はいかい等、また、今問題となっている携帯やパソコンのメール、プロフやブログでのトラブルが発生しやすくなっております。

特に前略プロフィール、インターネット上に自分の考え等を誰でも書けてしまうのですが、その中でのトラブル、誰でも書けますので実際に誰が書いたかわからないのですけれども、「あいつが強い、こいつのほうが強い」だとか関係ない子でも学校同士でトラブルの原因になってしまうというようなトラブルが発生しています。

昔は、こういうものが無い時代は、塾で「学校の誰が強い」という話になって、そこからのけんかとなっていました。

中学生の携帯の使用、管理というのは非常に大きな問題となっているところであります。

万引きの問題について、小学生の方は多少報告があるようですが、中学生の方は、もちろんないということではないのですが、昨年と比べれば、件数が減っているのではないかと思います。

これは青少対による青少年健全育成協力店普及活動、街頭広報活動も大きな成果があったのではないかと考えております。それから今年の集団万引きのことをとらえまして、指導室と小中校長会のほうで、モラル向上月間ということで、今年の12月に、小学生、中学生を集めて、自らにメッセージを発表させて、それを各学校でメッセージを伝え、万引き防止を訴える活動については、今年も引き続きやっていくとのことです。

それから、社会を明るくする運動を今日4時からフォーリス前で行います。そこに、中学生が行きまして、キャラバンカーによる薬物防止ということでやっていますので帰りに寄っていただければと思います。

こういう地道な活動が、市全体の薬物防止につながっていくのではないかと、思っておりますし、中学生もいろいろなところでそれに関わることによって、健全育成、非行防止に繋がっていくかと思っております。以上でございます。

【委員より説明】

高校生になりますと、なかなか府中市だけではなく、特に専門高校ですと全都的に生徒が集まってきますので、地元との関わりが小中学校と比べますと薄い状況です。これではいけないということで、地域といろいろな形で連携を持たせていただいております。高校生になりますと「自分たちは地域で何ができるか」という観点で、自分の学習した内容を本校では地域に生かすという観点で地域貢献活動を行なわせていただいております。

地域の異年齢の人たちと交ざることによって、例えば、高齢者の方に、「よくやったね」と言われると、生徒はそれだけ成長します。小さな子に、「お兄ちゃん、お姉ちゃん」と慕われることも大きな成長だと思っています。

そういう中で、いろいろな行事を今後ともやっていきたいと思っております。

後、今年度、4月、5月、6月になって、本校に地域からいただいた苦情ですが、3件ございました。

まず、悩ましい問題ですが、女子生徒のスカート丈が短すぎる。

これは、今どこの都立高校も結構短くて、どうしたら指導ができるかと考えているがどんどん女子高生のスカートが短くなって、見るに耐えないという苦情をいただいて、生活指導主任とも話し合っておりますが、非常に悩ましい問題です。

2点目は、京王線の中で、生徒がうるさいというご指摘をいただいております。これもすぐ生徒に指導しているところです。

3点目ですが、本校には定時制もございまして、その1年生、2年生が午後9時過ぎに授業が終わるのですが、その後、学校の南側の公園でたむろし、声を出したり、騒いだりということで地域の方々からうるさいと2回苦情をいただきました。すぐに対応しまして、学校が終わってから教職員でパトロールを強化している状況です。

苦情等ご連絡いただいても、対応できることはすぐ対応します。

とにかく、地域の方々に学校に気軽においでいただいて、見ていただきたい。そして、実際ご覧になった中で気づかれたこと等をご指摘いただければ、本当に学校にとってはありがたいと思っております。今後ともよろしくお願い致します。

4 その他

特になし

5 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。